倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第24号

倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年倉吉市規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

倉吉市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年倉吉市条例第34号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する
状態の区分介護を受けた
日の区分金額常時介護を要
する状態1 一の月に
介護に要す
介護に要する費用
る費用を支
として支出された
出して介護
を受けた日
があるとき
えるときは、
(次号に掲
186,050円)

げる場合を 除く。)。

倉吉市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年倉吉市条例第34号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する	介護を受けた	金額	
状態の区分	日の区分		
常時介護を要	1 一の月に	その月における	
する状態	介護に要す	介護に要する費用	
	る費用を支	として支出された	
	出して介護	費用の額(その額	
	を受けた日	が <u>177,950円</u> を超	
	があるとき	えるときは、	
	(次号に掲	<u>177, 950円</u>)	
	げる場合を		
	除く。)。		
	略		
随時介護を要	1 一の月に	その月における	
する状態	介護に要す	介護に要する費用	
	る費用を支	として支出された	
	出して介護	費用の額(その額	
	を受けた日	が <u>88,980円</u> を超え	
	があるとき	るときは、 <u>88,980</u>	
	(次号に掲	<u>円</u>)	
	げる場合を		
	除く。)。		
	略		

附 則 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用する。

(内払)

1	公務災害補償 介護補償は、	賞条例第9条の この規則に。	の2第1項の規 よる改正後の倉	則で定める金 吉市消防団員	額を定める規則	川の規定により 賞条例第9条の	の倉吉市消防団員等 算定された額による 2 第 1 項の規則で定	5